

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	石 田 明	埼玉県羽生市大字上手子林千九十六番地
同	近 藤 秀 雄	同 同 下手子林二千六百二十九番地
監事	塩 田 洲 昭	同 同 中手子林百九十四番地